

議案第105号

藤岡市長等の諸給与条例の一部改正について

藤岡市長等の諸給与条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成28年11月29日提出

平成28年11月29日可決

藤岡市長 新井利明

藤岡市条例第 号

藤岡市長等の諸給与条例の一部を改正する条例

第1条 藤岡市長等の諸給与条例（昭和29年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の215」を「100分の225」に改める。

第2条 藤岡市長等の諸給与条例の一部を次のように改正する。

第3条を削る。

第3条の2中「一般職の職員」を「藤岡市職員の給与に関する条例（昭和29年条例第6号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）」に改め、同条を第3条とする。

第4条第2項中「給料及び扶養手当の月額合計額と給料月額」を「給料月額とその額」に、「100分の200」を「100分の205」に、「100分の225」を「100分の220」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合においては、この条例による改正後の藤岡市長等の諸

給与条例第1条の規定は適用しない。

(旧藤岡市教育委員会教育長の諸給与支給条例の一部改正)

第3条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成27年条例第16号）附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧藤岡市教育委員会教育長の諸給与支給条例（昭和29年条例第41号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の215」を「100分の225」に改める。

(委任)

第4条 附則第2条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。